

時事新報定規
時事新報は毎朝八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一、一月五元五角、三月十五元、六月三十元、一年六十元
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、

本社(寄送)付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に編纂を委託し各新聞社は之を受けて紙面を
構築するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せざりとも世間往々此事を知らずして通
信社に之を依頼すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多し如し爲めに行違ひを生じたる場合も算か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向て送附あらんとを請ふ

國會の責務

國會は人民参政の理に基き政治の公平を保つ機關と
して設置せらるるものなれば今日の文明政理上に於て
は復た之に過ぎたる其制度なきが如くなればも利害相
伴ふは事物に免れざる常數にして立憲代議制度でも
亦種々の過不及なき能はず誠中黨派制の弊害は人々
の痛に感心する所にして之に次で困窮なるは行政機關
の運轉を滞せしむるの一事なり左れば國會たるもの
は常に此等の弊弊に鑑みて不都合を避けんことを注意
せざる可らざるは勿論す其注意の向ふ所も大局に小
局に遷延なきに非ざれば其甲斐なきものたるを覺悟せ
ざる可らざる蓋し國會の弊たる其及ぶ所極めて大にして
且つ一様ならざればなり今黨争の多きは暫く擱き近く
行政機關の點に付て之を見るに例へば此同黨編、兵庫、
岡田等の諸縣に於ける水害の處分を如何す可きや之を
國庫の豫備金より補助するは順序なれども豫備金は五
十萬圓の内既に三十餘萬圓を消費し残るは僅に十五六
萬圓にして到底足る可きに非ず或は臨時に國會を召集
せんか召集には四十日間も手間取るものとて夫れよ
り議決を経て實行する迄には又更に幾多の時日を費す
べく彼等は是の内九月、十月の交に至れば暴風大雨の季
節となりて災害に被害を重ぬるやも知る可らず況んや
是式の事に臨時召集などとは節重に過るの議を免か
れざるに於てをや然らば彼の震災救助の例に倣ひ緊急
勅令を以て剩餘金より支出せんか震災事件にてすらも
猶は議論を免れざる次第なるに毎年珍しからぬ水害に
向て緊急勅令を發するが如きは曾て憲法の精神に反る
可きのみならず豫備金より支出せし緊急勅令によるの
支出は益々混同して區別なきに至る可ければ何れ政
府の方略は末期の通常議會を俟て處分を決するの外な
かる可し進退共に都合の宜しからざるに於て此の
如く行政の不自由なるは必竟國會なるものありて其權
利を嚴守するが故にして誠には非なる次第に於て其
世には之が爲めに憲法を云々する者もあれども其不完
備は言ふ可き限り非ず又或る一派の如きは是れ豫
備金の少額なるが故なり本年度豫算は不成立に付し
前年度よりたるものにして其前年度の豫算は第一職
會に於て豫備金二百萬圓即ち第一、第二豫備金の

の百萬圓宛と定めたりしに閉塞の末、あれを半減し
て以て六百五十萬圓削減の虛稱を買ひたるものなるが
故に擬する今日の不都合を醸したるなれど頻に既往
を咎むる者あり自から是れ一説にして第二豫備金五十
萬圓とは實際に於て少額なるに相違なからん若し國會
が行政の便利を圖り此等の臨時支出に差支なからしめ
んと欲せば豫備金の如き濫に節約す可きに非ず換言す
れば豫備金をば専ら裕かに見積るは國會が行政を滞滯
せしむるの弊を避くる一端にして蓋し廿四年度豫算討
議の際、豫備金を削減したるは實に過失たるを免れざ
る可しと雖も更に歩を進めて考ふるべきは夫の治水の
業を急せしむる最も弊の大なる者には非ざる歟と
我輩をして聊か遺憾を覺へしむる者なり豫備金を増の
一義は素より可なりと雖も左ればとて又漫に多額を備
へ置くべきに非ず然るに一方に於て治水の業を遂る
るときは水害は殆んど進みなくして其都度不都合を敷せ
ざるを得ず素より災害救助金と治水業とは別々の問題
に屬すも雖も今國會の責務上より見るときは行政部を
して此種の滞滯ならしめんが爲め水害の如き臨時不
意の事件には特別の注意を加へ尋常の問題と同一視せ
ざらんものと固より大切であると同時に斯る不意の災害を
未然に豫防するが爲めに治水業の如き尋常の問題を重
んじて錢を費しせざるは更に大切なることなり
右は近事にて聊か所感を述べたる迄なれども國會の
が爲めに今年行ふ可きことを明年に延期せざる可
らざる等行政に及ばずの不都合少なからざることなれ
ば國會に第一の注意は利を興し功を擧るより其固有
の弊害を避くるを能く責務を知るものと云ふ可し若
し夫の黨争の弊に至ては重ねて機に觸れ論する所ある
可し

官報

內務省訓令第十三號 廳府縣
明治二十四年(九月)內務省訓令第二十一號巡查採用規
則第二條中「二十三年以上」トアルヲ「二十一年以上」
ト改ム
明治二十五年八月二十二日
內務大臣伯耆井上馨
內務省訓令第十三號
內務省訓令第二十一號巡查採用規則
第二條 巡查員は品行方正年齢二十三年以上四十歳未滿ニシテ
兵二相當ニシテ左ノ諸項ニ低價ナル者トスルヘシ
○通信省告示第八十七號
來ル九月一日ヨリ備中國各都府縣村大字釜村ニ陸尉
郵便局ヲ置キ其等級ヲ三等トス
明治二十五年八月二十二日
通信大臣伯耆井上馨

朝鮮京城通信 (八月十二日)
右議政の辭職 右議政趙世氏は就職後未だ日を經さ
るに遂に辭職するに至れり氏は趙家の首領とも云ふべ
き人にて先般趙氏に繼ぎて其職に就くや大に政治上
の意見を述べ國王に諫奏し各地方官の處置宜しきを得
ざる旨を訴へ君側人なく國家危しとまで極言し奏書頗
る能はずとて懸慮して止みたるが爲め氏は七度辭表を
提出したるも閣議に於ては遂に去る朝鮮閣六
月十六日其職を免せられたり

日本賣藥の需要 日本賣藥の當國に行はるる事は近來
益々盛にして京城の如きは我醫師の診察を乞ふもの日
月に増加し此事各地方へも傳播し内地へ賣藥を行商
する者も少なからず時に或は商用を帯び旅行する者も
彼の運搬に不便なる轉錢を携帶するよりも寧ろ賣藥を
持ち行き之を賣りつゝ旅費に充てんとするもの多し斯
く韓人の需用を増すも元來行商者あるものは藥方の如
何に解せず問々不適當の賣藥を患者に賣渡すことあり
爲めに折角今日迄賣賣げたる得意先を失ふに至るべし
とて心ある人は頗りに心配し居たり

朝鮮京城通信 (八月十二日)
大院君の評判 先頃起りたる爆發事件の後は一層大院
君の名望を高め國民一般に其洪量を稱贊するもの如
し蓋し該事件の報を奏聞するや國王は大に憤怒し即時
に左右捕將を召して加害者を捜索せしめんと嚴命せら
れたるよしなればも若し大に顧慮する處あり殊に之れ
が爲め一大獄を起し多數の嫌疑者を投入して刑を行ふ
が如きことありては大に憂慮に堪へざる次第なりとて
遂に今日の如く曖昧の間に沈靜したり是れ畢竟するに
君の洪量より出でたるものなりとて斯くは名望を高め
たるなりと云へり

池橋水氏の清國行 池橋水氏は前報せし如く開津湖氏よ
りの電報に接し一應香港なる間氏を訪ひ夫れより天津
に向ひたるよし其用件は今尙ほ
ふに何か天津に緊急事件の起り
露韓電信線の架設に就て 露公使
して彼我貿易の便宜を計らん
然拒絶したるやに聞き居たるが
處によれば資金の點は未だ確定
原まで徳原より成興への電線架
までも延長する計畫なれば多分
るべしと云ふ既に元外務主事た
慶典出張の命を拜したるは北關
と傳ふれども氏等は前年京元間
之を擔當したるものとあれば今同
に關する用件ならんこと云ふ

明治二十五年八月二十二日
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、

明治二十五年八月二十二日
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、

明治二十五年八月二十二日
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、
○時事新報社、東京三田橋三丁目ノハ右定規ノ外二月十三日、